

2008

しんぎょねんの現況

JF マリンバンク

愛媛県信用漁業協同組合連合会

も く じ

1. ごあいさつ	1
2. 経営方針	
経営理念	2
貸出運営についての考え方	2
わたしたちJFのめざすもの	3
3. 本会の組織	
組織機構図	4
会員数	5
役員	5
職員	5
店舗一覧	6
自動機器の設置状況	6
協同会社	6
特定信用事業代理業の状況	6
店舗所在地	7
4. 事業運営	
リスク管理態勢	8
法令等遵守態勢	10
個人情報保護態勢	12
金融商品の勧誘方針	14
5. 沿革・歩み	15
6. 事業のご案内	16
7. 商品・サービスのご案内	17
8. 手数料一覧	
内国為替の取扱手数料	22
自動機手数料	22
両替手数料	23
9. 社会的責任と貢献活動	24
10. トピックス	24

11. 資料編

業 績	2 5
貸借対照表	2 7
損益計算書	2 8
注 記 表	2 9
剰余金処分計算書	3 5
貯 金	
種類別・貯金者別貯金残高	3 6
科目別貯金平均残高	3 6
財形貯蓄残高	3 6
貸 出 金	
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	3 7
科目別貸出金平均残高	3 7
貸出金担保別内訳	3 8
債務保証担保別内訳	3 8
業種別貸出金残高	3 8
有 価 証 券	
種類別有価証券平均残高	3 9
有価証券残存期間別残高	3 9
有価証券の含み損益	4 0
保有有価証券の利回り	4 0
オフバランス取引の状況	4 0
先物取引の時価情報	4 0
オプション取引の時価情報	4 0
受託業務・為替業務等	
受託貸付金の残高	4 1
内国為替の取扱実績	4 1
平残・利回り等	
粗利益	4 2
業務純益	4 2
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	4 2
受取・支払利息の増減額	4 3
経費の内訳	4 3
諸指標	
最近 5 年間の主要な経営指標	4 4
経営諸指標	4 4
自己資本の充実の状況	4 5
リスク管理情報等	
リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	5 5
金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	5 6
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	5 7
貸出金償却の額	5 7
12. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	5 8

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下JFマリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご理解・ご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2008しんぎょれんの現況」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

さて、本県の漁協信用事業は、協同組合運動の理念の下、県下漁協の中核金融機関として、会員等ご利用者の皆様方からの信頼に応えるため機能整備に努めてまいりました。

県内の漁業状況は、一部の魚種で価格回復の兆しは見られるものの、漁船漁業の水揚げは低調で、魚類養殖業は依然として魚価安であり、加えて燃油及び餌料高騰によるコスト増大と相まって、漁協、漁家の経営は厳しい状況にあります。

このような状況下、当連合会といたしましては、県下JFマリンバンク全体として活力ある「浜の金融機関」を目指し、加えて信頼性確保のため「あんしん体制（信用事業安定運営責任体制）」の確立に努め、漁村及び地域社会から信頼されるJFマリンバンクとなるよう経営努力してまいりますので、今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月



代表理事会長

中 田 正 義

経営方針

経営理念

当連合会は、協同組合運動の理念の下、県下漁協信用事業組織（29 自立漁協及び 11 代理店）の中核として、会員と組合員の強い信頼と負託に応え、その社会的、経済的地位の向上と漁協信用事業の健全な育成のため最大の奉仕を行うとともに、会員と組合員からの資金需要に適切に応えることにより、水産業の振興及び漁村地域社会の発展に貢献できるよう県下漁協と一体となり事業展開いたします。

この経営理念の実現のために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

重点取組事項

信用事業安定運営責任体制「あんしん体制」への展開
事業量確保に向けた推進活動の展開
会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応
不良債権の計画的圧縮と延滞の早期解消
内国為替の適切かつ確実な取扱いと漁協指導、国庫金や公共料金の利用拡充による家計のメイン化推進
役職員へのコンプライアンス意識の浸透による不祥事の未然防止、職員教育の実施等による内部管理の強化
内部監査業務による本会事業運営の健全化と能率化への取り組み

貸出運営についての考え方

貸出については、再預け転貸ルールの遵守と適切な審査指導を通して、県下漁協系統貸出金の適切な運用を図ります。

また、貸出金平残 430 億円を目標に、信用リスクに留意しつつ、会員及び組合員等の必要資金に対し、積極的な応需を行います。

《具体的実践事項》

貸出審査、回収管理における担当者のスキルアップ
組合員に対する漁業近代化資金等低利な制度資金のPRと効果的な活用
融資伸長につながる貸出商品設計
不良債権の計画的圧縮と延滞の早期解消

わたしたち JF のめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約 7 割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたち JF は漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたち JF の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたち JF の組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 綱 領

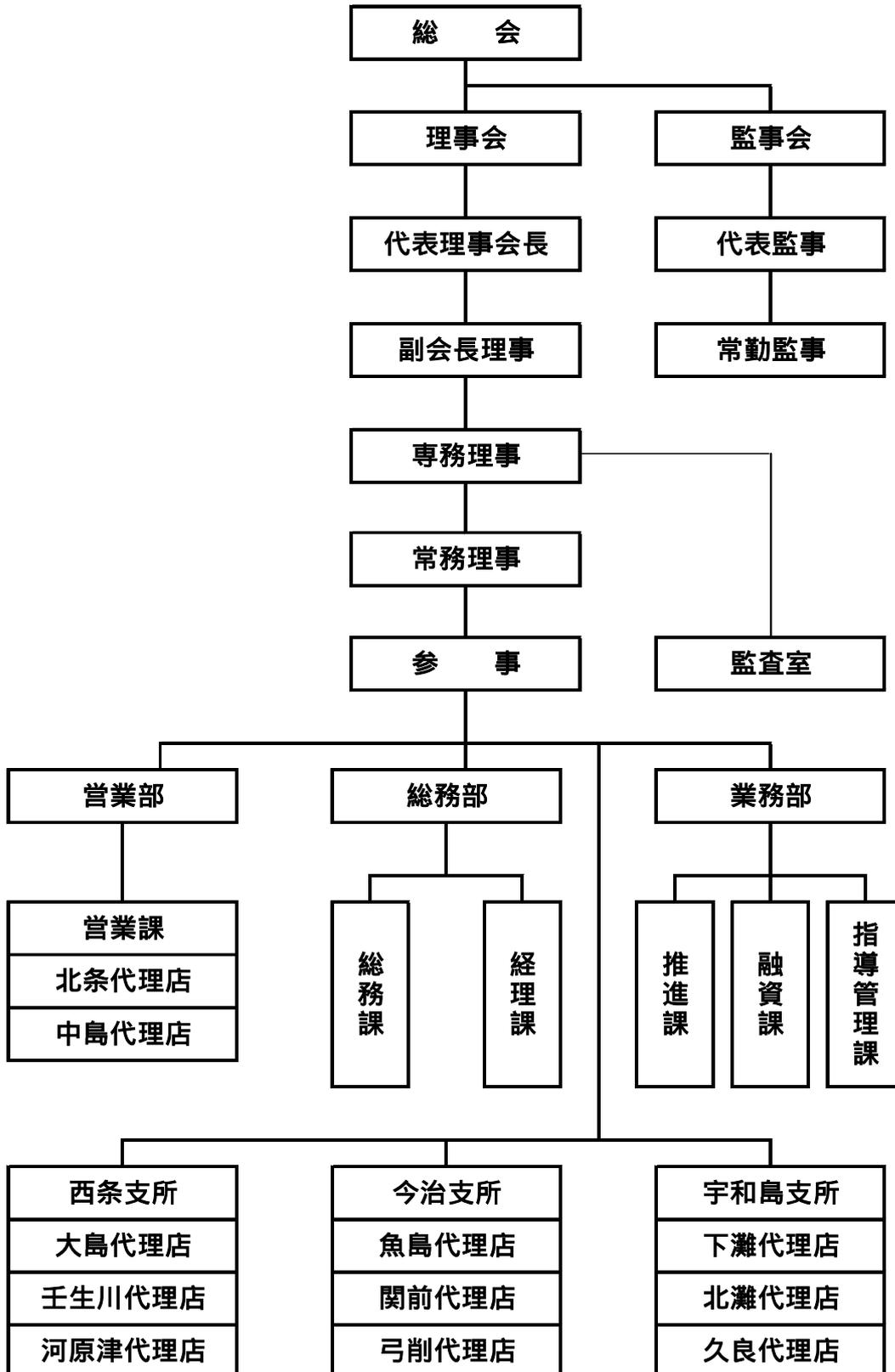
- 一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、JF の利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、JF を健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたち JF の組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

「JF」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、
Japan Fisheries cooperatives の略称です。

本会の組織

組織機構図



会 員 数

資 格 別	1 8 年 度 末	1 9 年 度 末	増 減
正 会 員	7 5	7 5	0
准 会 員	0	0	0
合 計	7 5	7 5	0

役 員

(平成20年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表 理事 会 長	中 田 正 義	理 事	福 島 朝 行
副 会 長 理 事	高 取 武 則	理 事	竹 本 敏 美
専 務 理 事	佐 々 木 丈 典	理 事	濱 田 伊 佐 夫
常 務 理 事	高 木 宏 幸	代 表 監 事	高 出 直
理 事	白 石 充	監 事	高 原 康 能
理 事	木 村 満 郎	監 事	對 尾 眞 也
理 事	西 村 忠 吉	監 事	仲 川 康 雄
理 事	向 井 宏 吉		

(注)代表監事 高出 直は、員外・常勤監事です。

職 員

区 分	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度
参 事	3	3	2	2	2
男 性 職 員	2 3	2 3	2 2	2 2	2 3
女 性 職 員	2 0	2 1	1 9	2 0	1 9
嘱 託・常 務 員	0	0	1	1	1
合 計	4 6	4 7	4 4	4 5	4 5

店舗一覧

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市二番町4丁目6番地2	(089)933-8714
中島代理店	松山市小浜甲2824番地	(089)997-0144
北条代理店	松山市北条辻1456番地	(089)992-0129
西 条 支 所	西条市朔日市893番地10	(0897)55-4194
河原津代理店	西条市河原津甲241番地5地先	(0898)66-5032
壬生川代理店	西条市壬生川547番地7	(0898)64-2019
大島代理店	新居浜市大島甲1591番地	(0897)46-1005
今 治 支 所	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898)31-0039
魚島代理店	越智郡上島町魚島1番耕地1362	(0897)78-0021
関前代理店	今治市関前岡村甲80番地第2	(0897)88-2001
弓削代理店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897)77-2121
宇 和 島 支 所	宇和島市築地町2丁目507番地	(0895)22-1232
下灘代理店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	(0895)35-0221
北灘代理店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	(0895)32-2850
久良代理店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	(0895)72-1225

自動機器の設置状況

A T M (現金自動預入・支払機) C D (現金自動支払機) の設置台数

項 目	区 分	店 舗 内	店 舗 外
漁 協 設 置	C D	0	0
	A T M	0	0
信 漁 連 設 置	C D	0	0
	A T M	0	3

協同会社

該当ありません

特定信用事業代理業の状況

該当ありません

● 店舗所在地



事業運営

リスク管理態勢

基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等ご利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると考えております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しており、その他通常の貸出取引については、本所に業務部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に付議することとしています。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めると共に、「余裕金運用規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づき、定期的に余裕金運用会議を開催して、理事会に報告する態勢を構築しています。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、総務部経理課が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、総務部総務課においてその管理状況をチェックすると共に、定期的に余裕金運用会議において協議する態勢をとっています。

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する態勢を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「危機管理計画」及び「危機管理事務マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する態勢を構築しています。

法令等遵守態勢

基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融システムの一員として、引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や態勢整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウントビリティ（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めております。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

法令等遵守に係る基本方針

（漁協系統信用事業の使命）

1．協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

2．漁業生産ならびに会員等ご利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3．水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールの厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行していきます。

（反社会的勢力との対決）

4．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5．経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図っていきます。

運営態勢

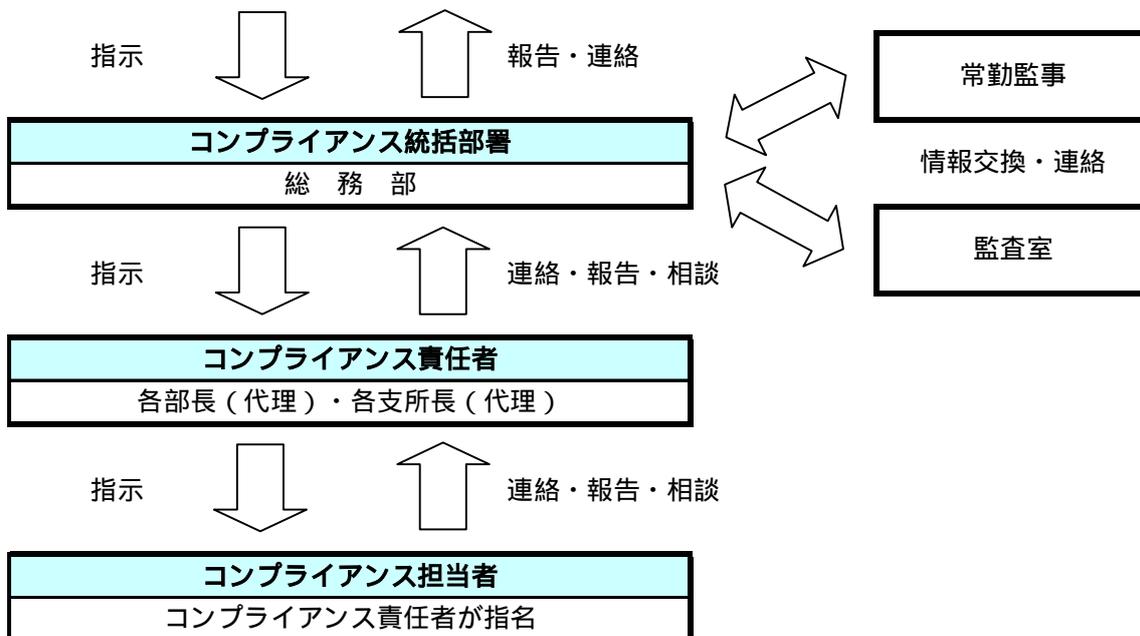
当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（総務部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

半年毎に開催されるコンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、これらの事項は、理事会で協議・決定のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたるとともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。

コンプライアンス推進委員会	
委員長	代表理事会長
委員	専務理事・常務理事・参事（本所常駐）・総務部長・監査室長（事務局：総務部）
出席者	常勤監事・アドバイザー
審議事項	コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進 コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し コンプライアンスにかかる具体的実践計画の検討ならびに定期的な進捗管理及び施策評価 コンプライアンスにかかる重要な要整備事項の検討 コンプライアンスにかかる重要な本会内外の情報等に関すること



個人情報保護態勢

個人情報保護法への取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様よりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《個人情報保護方針》

- 1．当連合会は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「法」という。)をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
- 2．当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
- 3．当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 4．当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します。
- 5．当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
- 6．当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
- 7．当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
- 8．当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
- 9．当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と厳正な取扱いの実践に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《情報安全管理基本方針》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《勧 誘 方 針》

- 1．お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4．お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿革・歩み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時 会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け
〃	決済用貯金取扱開始
平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始
平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定
〃	北灘漁協より信用事業譲受け

平成19年度	セブン銀行・郵便局のATMでの入金取引開始
〃	南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所ICキャッシュカード対応ATM設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定

事業のご案内

当連合会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っています。この信用事業は、漁協・信漁連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

貯金業務

当連合会は、日々の家計あるいは生活設計のために漁協にお預けいただいた貯金又貯金業務を行っていない会員の組合員及び地域の住民や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

貯金は、普通貯金・定期貯金等各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行のATM、CDでもご利用いただけます。

貸出・受託貸付業務

会員漁協への漁業近代化資金等制度資金の原資供給及び購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、教育ローン、生活ローン等各種ローンを取り揃えていますので、お気軽にご相談ください。

さらに、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用下さい。

為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

また、「JFマリンネットバンク」サービスにより、お手持ちの携帯電話・パソコンから、残高照会、振込、振替などの各種サービスがより手軽にスピーディーにご利用いただけます。

商品・サービスのご案内

貯金業務

主な貯金商品

種類	特色	預入金額	期間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々々の金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円 未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚天引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立てます。	1円以上	1年の 自動継続
漁協積立定期貯金型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立てます。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の 自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りで、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を有利に運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期貯金がセットされており、定期貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

漁協系統セーフティーネット構築に向けた取り組み

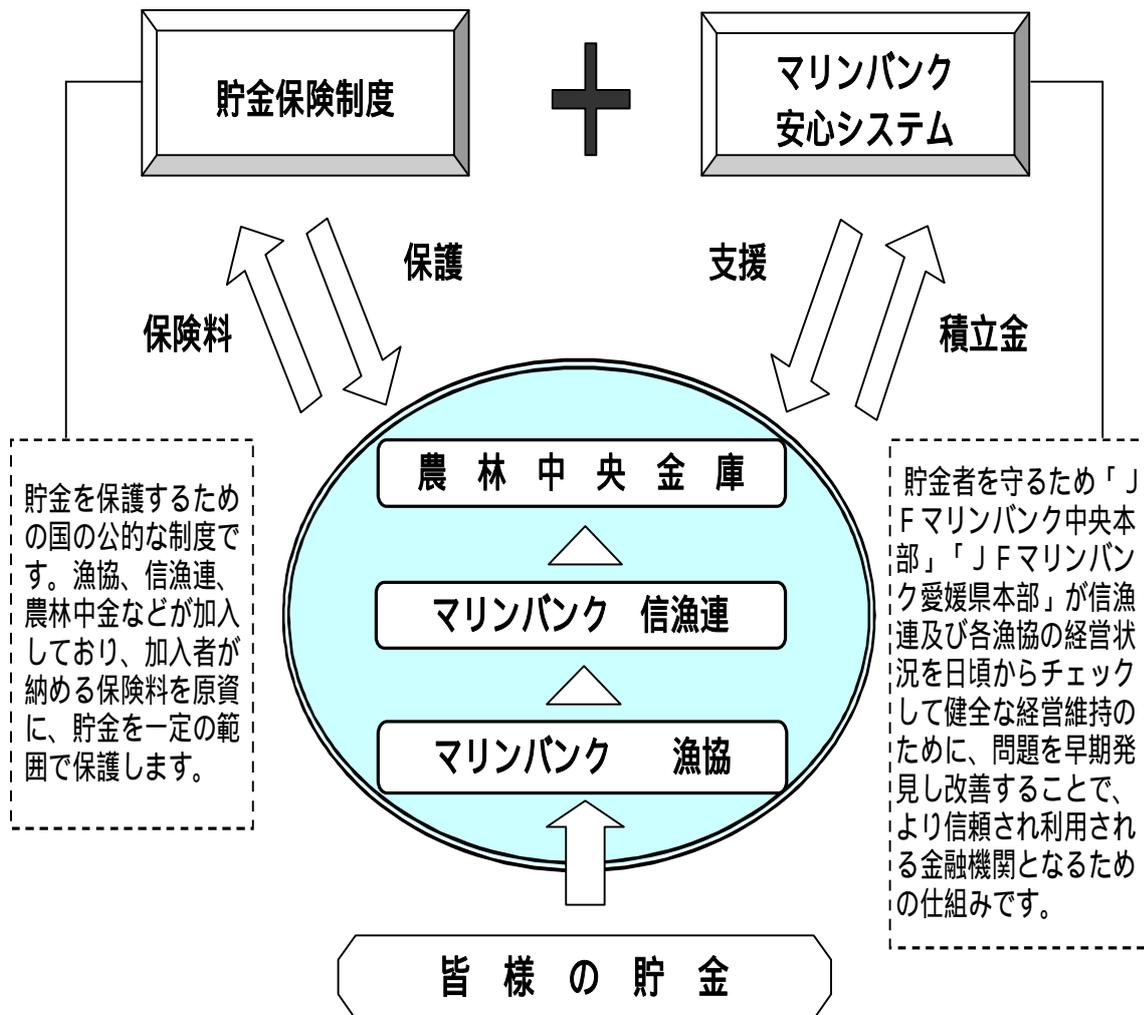
当連合会は、皆様に安心して貯金を預けて頂けるよう、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき「マリンバンク安心システム」という新たなセーフティーネットを構築しました。

これまでは、「農水産業協同組合貯金保険制度」と「全国漁協信用事業相互援助制度」の2つの制度で皆様からお預かりした貯金をお守りしていましたが、このうち「相互援助制度」をさらにパワーアップさせたのが「マリンバンク安心システム」です。

具体的には、個々の漁協等や信漁連の経営健全性を高い水準で維持することです。

また、万が一経営状況が厳しくなった場合も、早期発見・早期解消する仕組みを措置しました。

皆様からお預りした貯金は、グループ全体でしっかり守るということです。



貸付業務

種類	一般資金	制度資金
手形貸付金	一般信用貸付 協会保証付貸付 商手担保貸付 貯金担保貸付	-
証書貸付金	一般証書貸付 協会保証付貸付 住宅資金 各種口-ン	漁業近代化資金 漁業経営維持安定資金 中山間地域活性化資金 農林漁業共同化資金
当座貸越	一般口座貸越 総合口座貸越	-

漁業近代化資金

漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。（県・市町村の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。）

種類	対象事業	返済期間	融資額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長15年	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人・法人 ・・・3億6,000万円以内
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長7年	
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	水産養殖業を営む法人 ・・・1億8,000万円以内
4号資金	漁船改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	2つ以上の複合経営者 ・・・1億5,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人・法人・ 水産養殖業を営む個人・・・9,000万円以内
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	上記以外の個人・・・1,800万円以内 漁村給排水施設・・・1,200万円以内
7号資金	漁業者研修用施設、漁家民宿施設など	最長20年	特定の漁家住宅・・・1,800万円以内 漁家民宿施設・・・4,000万円以内
8号資金	漁場改良造成施設	最長12年	初度的経営・・・1,500万円以内 漁協等・・・12億円以内
(農林水産大臣特認)	漁村給排水施設	最長15年	
	特定の漁家住宅	最長15年	
	漁協経営強化機器整備	最長10年	
	初度的経営	最長5年	

各種ローン商品

種 類	使 い み ち	返 済 期 間	融 資 額
マイカーローン (基金協会保証型)	自家用車購入・車検 運転免許取得費用	最長7年	300万円以内
マイカーローン (信用保険型)	自動車関連用品購入 車庫取得費用	最長5年	200万円以内
生活ローン	必要とする一切の資金	最長5年	200万円以内
教育ローン (基金協会保証型)	入学金、授業料、下宿代等	最長7年	300万円以内
教育ローン (信用保険型)		最長5年	200万円以内
住宅ローン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	担保物件処分可能額 の範囲内
定積ローン	必要とする一切の資金	当該定期積金の満期日	200万円以内
共済ローン	漁協共済、生活総合共済	最長20年	200万円以内
カードローン	必要とする一切の資金	——	100万円以内

上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意
下さい。

変動金利の金利変更は、原則として年2回(通常4月、10月)に行います。

受託業務

農林漁業金融公庫
国民生活金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構

為替・決済業務

各種サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国の金融機関への振込・代金取立を確実にを行います。
年金自動受取	国民年金・厚生年金等の年金がおお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をおお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収 納 代 理	愛媛県税、松山市税、今治市税、宇和島市税、愛南町税の支払にご利用下さい。
キャッシュサービス	キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のM I C S提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行で現金を簡単に引き出すことができます。 更に、セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMでは、現金の預入も可能になり、ますます便利になっています。 また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」の発行が可能となり、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
JFマリンネットバンクサービス	お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスを24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。 また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチメントネットワークによる収納サービス「Pay・easy(ペイジー)」もご利用できます。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

区 分		本会本支所及び 県内漁協宛		系統金融機関及び 他行宛	
		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い
振込手数料(1件につき)					
窓口利用	3万円未満	210円	200円	420円	525円
	3万円以上	420円		630円	735円
自動機利用	3万円未満	/	無料	/	210円
	3万円以上				
JFマリネットバンク利用	3万円未満				
	3万円以上				
送金手数料(1件につき)		420円		630円	
代金取立手数料(1通につき)				(普通扱) 630円(至急扱) 840円	
送金・振込組戻料(1件につき)		630円			
不渡手形返却料(1通につき)					
取立手形組戻料(1通につき)					
取立手形店頭呈示料(1通につき)					

(注) 1. 上記手数料には、消費税(5%)が含まれております。

2. 同地交換加盟金融機関支払場所の手形等の代金取立手数料は、当面免除します。

自動機手数料

区 分	ご利用時間	手数料	区 分	ご利用時間	手数料	
県内漁協間	平日	9:00~18:00	県内漁協間以外	平日	9:00~18:00	105円
		18:00~19:00			105円	18:00~19:00
	土曜日	9:00~19:00		土曜日	9:00~19:00	105円
		9:00~14:00			9:00~14:00	105円
	14:00~17:00		14:00~17:00	210円		
	9:00~17:00			9:00~17:00	105円	

(注) 上記手数料には、消費税(5%)が含まれております。

(注) 受入取引は、漁協・信漁連間でのご利用となります。

両替手数料

お取扱枚数()	手数料
100枚以下	無料
101枚以上 1,000枚以下	315円
1,001枚以上 2,000枚以下	630円
2,001枚以上 3,000枚以下	945円
3,001枚以上	1,000枚増すごとに プラス315円

「持込枚数合計」または「持帰り枚数合計」のいずれか多い方の枚数
(同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。)

社会的責任と貢献活動

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食料供給者としての役割を担っています。

当連合会といたしましても、金融面だけでなく愛媛県漁協女性部連合会の事務局団体として漁協女性部との連携のもと、次の3つのことを社会的責任と考え、環境保全・生活改善運動等に取り組んでいます。

美しい海浜を子孫に残す

健康的な暮らしを推進する

自然と共生する豊かな漁場環境を育む

これらの実践のために、主に 合成洗剤追放運動、魚食普及活動、植樹運動に取り組んでいます。

トピックス

- 平成19年 8月 南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
- 平成19年 8月 平成19年度第1回代理店連絡会議開催
- 平成19年 8月 中国・四国・近畿ブロック信漁連職員協議会開催
- 平成19年 9月 JFマリンバンク基本方針説明会開催
- 平成19年10月 弓削漁協より信用事業を譲受け、代理店とする。
- 平成19年11月 福岡・佐賀県信漁連先進視察研修
- 平成20年 1月 平成19年度第2回代理店連絡会議開催
- 平成20年 1月 信用事業実施漁協全体会議開催
- 平成20年 2月 平成19年度JFマリンバンク推進大会開催
- 平成20年 3月 年金推進研修会開催
- 平成20年 3月 本所にICキャッシュカード対応ATM設置



資料編

業 績

貯 金

本年度は、貯金平残増加を目的として「マリン定期キャンペーン」を年3回、延べ5ヶ月に亘り実施し、目標50億円に対し、50億円の実績を収めました。また、前年度キャンペーンの書替キャンペーンや、南宇和支所廃止に伴う特別推進等、定期貯金の書替継続運動を行いました。

結果として、漁協貯金残高（信用事業自立29漁協）は、目標708億円に対し、703億円（達成率99.3%、前年比14億円減）となり、信漁連貯金は、残高目標1,020億円に対し、953億円（達成率93.4%、前年比66億円減）、平残目標955億円に対し、939億円（達成率98.3%、前年比10億円減）の実績となりました。

大きくは、関係団体の系外流出、漁協の借入金返済による減少が影響しておりますが、キャンペーンを中心にJFマリンバンク系統役員一丸となった推進により、定期性貯金平残（信漁連）は、861億円と、前年度に比べて4億円の増加とすることができました。

（単位：億円、%）

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	19年度目標 (D)	増加率 (C)/(A)	目標達成率 (B)/(D)
残 高	1,019	953	66	1,020	6.5	93.4
平 均 残 高	949	939	10	955	1.1	98.3

貸 出 金

本年度の貸出業務は、制度資金を中心に会員、組合員の資金需要に対して適切な融資対応に努めましたが、厳しい漁業環境により新規需要が伸び悩み、平残目標460億円に対して、449億円の実績となり、目標達成率は97.6%の結果となりました。

期末残高実績は424億円となり、新規設備投資の抑制と購買関係資金の回収により、前年度実績に対して21億円の減少となりました。

（単位：億円、%）

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	19年度目標 (D)	増加率 (C)/(A)	目標達成率 (B)/(D)
残 高	445	424	21	-	4.7	-
平 均 残 高	475	449	26	460	5.5	97.6

財務収支・自己資本比率

漁業を取り巻く厳しい環境の中、新規貸出の減少に伴う貸出金残高の減少、貯金推進のコスト増加等を見据えた経営を実践し、少人数体制による人件費の抑制、事業管理費の削減に努めた結果、経常利益・事業利益ともに当初計画を上回ることができました。

また、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、昨年度より導入した「新 BIS 規制」に従った算定の結果、22.51%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

（単位：百万円）

区 分	前年度末 (A)	本年度末 (B)	増 減 (B) - (A) = (C)
経 常 利 益	243	255	12
当 期 剰 余 金	163	180	17
自 己 資 本 比 率	21.70%	22.51%	0.81%

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	18年度末	19年度末	科 目	18年度末	19年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	517	427	貯 金	101,906	95,332
預 け 金	59,671	54,757	当 座 貯 金	15	3
系 統 預 け 金	53,046	49,515	普 通 貯 金	16,236	13,484
系 統 外 預 け 金	6,625	5,242	貯 蓄 貯 金	6	6
買入金銭債権	-	-	通 知 貯 金	929	405
金 銭 の 信 託	-	-	別 段 貯 金	18	23
有 価 証 券	238	230	定 期 貯 金	84,549	81,234
外 国 証 券	205	202	積 立 定 期 貯 金	1	3
株 式	33	28	定 期 積 金	152	174
貸 出 金	44,486	42,422	譲 渡 性 貯 金	-	-
手 形 貸 付 金	17,445	15,938	借 用 金	-	-
証 書 貸 付 金	19,119	17,916	代 理 業 務 勘 定	-	-
当 座 貸 越	5,732	6,068	そ の 他 負 債	346	449
金 融 機 関 貸 付	2,190	2,500	貸 付 留 保 金	-	4
そ の 他 資 産	402	447	未 払 法 人 税 等	15	48
未 決 済 為 替 貸	6	4	従 業 員 預 り 金	44	38
前 払 費 用	1	1	未 決 済 為 替 借	3	3
未 収 収 益	175	212	未 払 費 用	229	302
そ の 他 の 資 産	220	230	前 受 収 益	52	50
固 定 資 産	621	597	そ の 他 の 負 債	3	4
有 形 固 定 資 産	621	595	諸 引 当 金	288	297
無 形 固 定 資 産	0	2	賞 与 引 当 金	17	17
外 部 出 資	3,402	4,095	退 職 給 付 引 当 金	271	266
系 統 出 資	3,066	3,759	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	14
系 統 外 出 資	336	336	繰 延 税 金 負 債	-	-
繰 延 税 金 資 産	124	130	債 務 保 証	52	40
債 務 保 証 見 返	52	40	負 債 の 部 計	102,592	96,118
貸 倒 引 当 金	162	175	(純資産の部)		
			会 員 資 本	6,746	6,842
			出 資 金	1,477	1,489
			利 益 剰 余 金	5,269	5,353
			利 益 準 備 金	1,623	1,678
			そ の 他 利 益 剰 余 金	3,646	3,675
			任 意 積 立 金	3,412	3,429
			当 期 未 処 分 剰 余 金	234	246
			う ち 当 期 剰 余 金	163	180
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	13	10
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13	10
			純 資 産 の 部 計	6,759	6,852
合 計	109,351	102,970	合 計	109,351	102,970

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	1 8 年 度	1 9 年 度
経常収益	1,257	1,472
資金運用収益	1,133	1,321
貸出金利息	808	857
預け金利息	69	182
有価証券利息	13	6
受取雑利	0	0
受取特別配当金	206	236
受取特別配当金	37	40
役員取引等収益	21	21
内国為替受入手数料	15	15
その他の受入手数料	5	4
その他の役員取引等収益	1	2
その他事業収益	59	88
受取出資配当金	59	88
その他経常収益	44	42
その他の経常収益	44	42
経常費用	1,014	1,217
資金調達費用	474	658
貯金利息	411	597
支払雑利	1	1
支払奨励金	62	60
役員取引等費用	9	9
内国為替支払手数料	6	6
その他の支払手数料	3	3
その他の役員取引等費用	0	0
その他事業費用	25	26
融資保険料	5	6
支払助成金	13	14
事業推進費	7	6
債権管理費	0	0
事業管理費用	506	507
その他経常費用	0	17
貸倒引当金繰入	-	14
株式等償却	-	3
その他の経常費用	0	0
経常利益	243	255
特別利益	21	0
固定資産処分益	0	-
貸倒引当金戻入	21	-
特別損失	64	15
固定資産処分損失	0	0
減損損失	-	4
前期損益修正	1	-
過年度役員退職慰勞引当金繰入額	-	11
その他の特別損失	63	0
税引前当期利益	200	240
法人税、住民税及び事業税	27	65
過年度法人税等修正額	12	-
法人税等調整額	2	5
当期剰余金	163	180
前期繰越剰余金	9	13
役員退任手当積立金取崩額	63	53
当期末処分剰余金	235	246

注 記 表

・継続組合の前提に関する注記

該当ありません

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券は、すべてその他有価証券であり、そのうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により評価を行っております。

なお、評価差額については、全額純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法は、経理規程に基づき、それぞれ次のとおり償却しております。

（1）有形固定資産

建物、構築物：定率法を採用し、税法基準の160%の償却率によります。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率によります。

車輛、器具・備品：定率法を採用し、税法基準の償却率によります。
ただし、器具・備品のうち、情報通信機器等の一部については、IT投資促進税制を適用し、初年度に特別償却を行っております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の一括償却減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

また、平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理をしております。

- （2）無形固定資産：定額法を採用し、税法基準の償却率によります。

本会利用のソフトウェアについては、会内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ただし、少額ソフトウェアについては、3年間で均等償却を適用しております。

3. 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施要領」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく繰入額が税法基準で容認される限度額を下回る場合は、税法基準により算出した金額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基

づき必要額を計上しております。

5. その他の諸引当金の計上方法は次のとおりであります。

(1) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給内規」、「非常勤理事退任等慰労金支給に関する内規」、「常勤監事退任慰労金支給内規」及び「非常勤監事退任等慰労金支給に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

企業会計審議会にて制定されている企業会計原則に則り計上しております。

7. リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

9. 法人税法の改正に伴い、当期より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法を採用しております。

この結果、従来償却方法によった場合と比較して、減価償却費及び減価償却累計額は110,723円増加し、経常利益及び税引前当期利益は同額減少しております。

10. 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として計上し、相当額を役員退任手当積立金の取り崩しとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当事業年度から支給規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、従来方法によった場合に比べ、経常利益4,017,000円、税引前当期利益は14,466,000円減少しております。

11. 利益計上した睡眠貯金の貯金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

・貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額は901,017,313円、圧縮記帳累計額は56,770,116円です。なお、当期圧縮記帳額はありません。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話機の一部についてはリース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

系統預け金 10,000,000,000円

系統外預け金 500,000,000円

担保資産に対応する債務

未決済為替借 2,756,785円

4. 重要な係争事件に係る損害賠償義務はありません。

5. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は6,622,761,362円です。

ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金(担保とされた貯金の額を超えないものに限る。)は、この限りではありません。

6. 理事及び監事に対する金銭債務の総額はありません。

ただし、貯金はこの限りではありません。

7. リスク管理債権の内訳

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は163,222,343円、延滞債権額は3,802,115,347円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもので

(2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,954,612円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は3,972,292,302円です。

なお、上記7.(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

・損益計算書に関する注記

1. 当期において固定資産の減損損失を次のとおり特別損失に計上しております。

(1) グループिंगの方法

業務用固定資産については、本所を共用資産とし、管理会計の最小区分である支所単位でグループングするとともに、遊休資産及び賃貸資産については、物件ごとに個別の資産グループとしております。

(2) 当期において減損損失を認識した資産グループ

場 所	用 途	種 類	減損損失
愛南町	遊休資産	土地・建物	3,932,912円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

愛南事務所については、将来の用途が定まっておらず、かつ回収可能価額が著しく低下したため、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額としており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額13,812,550円、株式等償却3,621,480円を含んでおります。

・有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりで、これらには「株式」等が含まれております。

(1) その他有価証券で、時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	15,150,752 円	27,643,860 円	12,493,108 円	12,493,108 円	-
外国証券	200,000,000 円	202,080,000 円	2,080,000 円	2,080,000 円	-
合 計	215,150,752 円	229,723,860 円	14,573,108 円	14,573,108 円	-

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 4,532,236 円を差し引いた額 10,040,872 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

上記の有価証券の期末評価に係る時価は次のとおりであります。

1. 上場有価証券の期末評価に係る時価は、主に東京証券取引所の最終価格によっております。
2. 気配等を有する有価証券(1.に該当する有価証券を除く。)は、日本証券業協会が公表する公社債店頭基準気配等によっております。
3. 非上場有価証券の時価又は時価相当額の算定は、日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等に基づいて算定した価格によっております。
4. 1～3により価格を算出出来ない場合には、業者から取得した価格によっております。

(2) 外部出資のうち、時価のない有価証券(株式)の内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

出 資 先	貸借対照表計上額
株式会社全国漁協オンラインセンター	158,100,000 円
南レク株式会社	952,500 円

(3) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
外国証券	202,080,000 円			
合 計	202,080,000 円			

(4) その他有価証券について、3,621,480 円(その他有価証券で時価のある株式 3,621,480 円)減損処理を行っております。

(5) 市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券について、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて 30%以上下落した場合をいいます。

・退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりであります。

採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度

退職給付債務及びその内訳

- 1) 退職給付債務 265,628,754 円
 2) 退職給付引当金 265,628,754 円

退職給付費用の内訳

- 1) 通常の退職給付費用 19,594,560 円

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,651千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は63,384千円となっております。

・税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下のとおりであります。

	平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,431,651 円	17,301,777 円
固定資産減損処理額	13,990,859 円	13,990,859 円
減損損失額	14,605,311 円	15,828,447 円
賞与引当金	5,435,421 円	5,419,402 円
未納事業税否認	1,457,843 円	3,869,182 円
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,988,147 円	71,130,540 円
役員退職慰労引当金	0 円	3,182,520 円
減価償却限度超過額	51,703,642 円	53,311,495 円
その他有価証券評価差損	799,730 円	0 円
その他	3,158,767 円	4,356,197 円
繰延税金資産小計	171,571,371 円	188,390,419 円
評価性引当額	41,190,533 円	53,586,375 円
繰延税金資産合計	130,380,838 円	134,804,044 円
繰延税金負債		
株式等評価差益	6,652,783 円	4,532,236 円
繰延税金負債合計	6,652,783 円	4,532,236 円
繰延税金資産の純額	123,728,055 円	130,271,808 円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在
法定実効税率	31.1%	31.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.7%	11.9%
住民税均等割等	1.4%	1.1%
その他	2.4%	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%	25.0%

・重要な後発事象に関する注記

該当ありません

・その他の注記

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。

この変更により、減価償却費及び減価償却累計額は1,929,276円増加し、経常利益及び税引前当期利益が同額減少しております。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	18年度	19年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	235	246
剰 余 金 処 分 額	207	217
利 益 準 備 金	55	55
任 意 積 立 金	70	80
（うち特別積立金）	(35)	(50)
（うち債権保全積立金）	(30)	(30)
（うち役員退任手当積立金）	(5)	(-)
出 資 配 当 金	22	22
事 業 分 量 配 当 金	60	60
次 期 繰 越 剰 余 金	28	29

(注) 1. 出資金の配当は、年1.5%の割合です。

2. 事業分量配当金の算定基準は、次のとおりです。

- ・貯 金：定期貯金平残(貯金担保・見合除く)の0.081%(50,000千円)
- ・貸 付：貸付金平残(貯金担保・当座貸越・見合除く)の0.064%(10,000千円)

3. 任意積立金の種類ごとの積立目的は、次のとおりです。

- ・特別積立金：損失のてん補又は事業の改善発達のため
- ・債権保全積立金：債権保全のため
- ・役員退任手当積立金：役員の退任手当支給のため

4. 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項(同法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、15,000千円です。

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

項 目		18年度末		19年度末		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
当座性貯金	当座貯金	15	0.0%	3	0.0%	
	普通貯金	16,236	16.0%	13,484	14.2%	
	貯蓄貯金	6	0.0%	6	0.0%	
	通知貯金	929	0.9%	405	0.4%	
	別段貯金	18	0.0%	23	0.0%	
	計	17,204	16.9%	13,921	14.6%	
定期性貯金	定期貯金	84,549	83.0%	81,234	85.2%	
	うち固定自由金利定期	84,549	83.0%	81,234	85.2%	
	うち変動自由金利定期	-	-	-	-	
	積立定期貯金	1	0.0%	3	0.0%	
	定期積金	152	0.1%	174	0.2%	
	計	84,702	83.1%	81,411	85.4%	
合 計		101,906	100.0%	95,332	100.0%	
貯金者区分残高	員内	会 員	80,008	78.5%	75,763	79.5%
		組 合 員 直 接 預 り	5,486	5.4%	5,450	5.7%
		計	85,494	83.9%	81,213	85.2%
	員外	地 方 公 共 団 体	351	0.3%	313	0.3%
		金 融 機 関 他	-	-	-	-
	計	16,412	16.1%	14,119	14.8%	

(注1)固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2)変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

項 目	18年度		19年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
流 動 性 貯 金	8,673	9.1%	7,294	7.8%	1,379
定 期 性 貯 金	85,659	90.3%	86,058	91.6%	399
そ の 他 の 貯 金	537	0.6%	577	0.6%	40
計	94,869	100.0%	93,929	100.0%	940
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	94,869	100.0%	93,929	100.0%	940

(注1)流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

(注2)定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金

財形貯蓄残高

該当ありません

貸 出 金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	18年度末		19年度末		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比			
割 引 手 形	-	-	-	-	-		
手 形 貸 付	17,445	39.2%	15,938	37.6%	1,507		
証 書 貸 付	19,119	43.0%	17,916	42.2%	1,203		
当 座 貸 越	5,732	12.9%	6,068	14.3%	336		
金 融 機 関 貸 付	2,190	4.9%	2,500	5.9%	310		
合 計	44,486	100.0%	42,422	100.0%	2,064		
固 定 金 利 貸 出	43,172	97.0%	41,708	98.3%	1,464		
変 動 金 利 貸 出	1,314	3.0%	714	1.7%	600		
設 備 資 金	14,237	32.0%	12,695	29.9%	1,542		
運 転 資 金	30,249	68.0%	29,727	70.1%	522		
貸出者区分残高	員 内	会 員	34,196	76.9%	31,946	75.3%	2,250
		組 合 員 直 接 貸 付	7,247	16.3%	7,178	16.9%	69
		計	41,443	93.2%	39,124	92.2%	2,319
	員 外	地 方 公 共 団 体	31	0.1%	23	0.1%	8
		金 融 機 関	2,190	4.9%	2,500	5.9%	310
そ の 他		822	1.8%	775	1.8%	47	
	計	3,043	6.8%	3,298	7.8%	255	

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目	18年度		19年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
割 引 手 形	-	-	-	-	-
手 形 貸 付	19,636	41.4%	16,444	36.6%	3,192
証 書 貸 付	18,979	40.0%	19,349	43.1%	370
当 座 貸 付	6,653	14.0%	6,848	15.3%	195
金 融 機 関 貸 付	2,190	4.6%	2,237	5.0%	47
合 計	47,458	100.0%	44,878	100.0%	2,580

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	18年度末	19年度末	増 減
貯 金 等	9,360	9,793	433
有 価 証 券	-	-	-
動 産	97	81	16
不 動 産	4,587	4,169	418
そ の 他 担 保 物	9,860	9,172	688
担 保 計	23,904	23,215	689
漁 信 基 保 証	19,279	17,940	1,339
そ の 他 保 証	1,303	1,267	36
保 証 計	20,582	19,207	1,375
信 用	-	-	-
合 計	44,486	42,422	2,064

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	18年度末	19年度末	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	13	11	2
不 動 産	4	1	3
そ の 他 担 保 物	-	-	-
担 保 計	17	12	5
漁 信 基 保 証	-	-	-
信 用	35	28	7
合 計	52	40	12

業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	18年度末		19年度末		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農 林 水 産 業	41,443	93.1%	39,643	93.4%	1,800
製 造 業	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	-	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-
地 方 公 共 団 体	31	0.1%	23	0.1%	8
そ の 他	3,012	6.8%	2,756	6.5%	256
合 計	44,486	100.0%	42,422	100.0%	2,064

有 価 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	18年度		19年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-
外 国 証 券	315	94.3%	200	91.3%	115
株 式	19	5.7%	19	8.7%	0
受 益 証 券	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	334	100.0%	219	100.0%	115

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の 定めなし	合 計
		3年以下	5年以下	7年以下	10年以下			
平成 18 年度 末	国 債	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	205	-	-	-	-	205
	株 式	-	-	-	-	-	33	33
	受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
平成 19 年度 末	国 債	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	202	-	-	-	-	-	202
	株 式	-	-	-	-	-	28	28
	受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 有価証券

(単位：百万円)

保有目的	18年度末			19年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他	219	238	19	215	230	15
合計	219	238	19	215	230	15

本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

金銭の信託

該当ありません

保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	18年度	19年度
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
以上平均	-	-

オフバランス取引の状況

金融派生商品(債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物)は該当ありません

先物取引の時価情報

該当ありません

オプション取引の時価情報

該当ありません

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	18年度末	19年度末
農 林 漁 業 金 融 公 庫	91	60
独立行政法人住宅金融支援機構	945	828
独立行政法人福祉医療機構	3	2
国 民 生 活 金 融 公 庫	64	58
合 計	1,103	948

内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目	18年度		19年度		
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
種	送金・振込(件数)	(72,744)	(52,749)	(74,237)	(54,639)
	金 額	129,985	118,142	127,325	112,475
類	代金取立(件数)	(997)	(680)	(857)	(699)
	金 額	6,202	4,564	6,508	5,951
	計 (件数)	(73,741)	(53,429)	(75,094)	(55,338)
	金 額	136,187	122,706	133,833	118,426

平残・利回り等

粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	18年度	19年度
資金運用収益	1,133	1,321
資金調達費用	474	658
資金運用収支	659	663
役員取引等収益	21	21
役員取引等費用	9	9
役員取引等収支	12	12
その他事業収益	59	88
受取出資配当金	59	88
受取助成金	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他事業収益	-	-
その他事業費用	25	26
その他事業収支	34	62
事業粗利益	705	737
事業粗利益率	0.73	0.77

(注) 1. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支

2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

業務純益

(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度
業務純益	64	104

(注) 業務純益 = 事業粗利益 - 経費 (人件費・物件費・税金) - 一般貸倒引当金繰入額

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分	18年度			19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	97,217	1,133	1.17	96,311	1,321	1.37
貸出金	47,458	808	1.70	44,878	857	1.91
預け金	49,425	312	0.63	51,214	458	0.89
有価証券	334	13	3.89	219	6	2.74
資金調達勘定	94,869	473	0.50	93,929	657	0.70
貯金・定積	94,869	473	0.50	93,929	657	0.70
借入金	-	-	-	-	-	-
貯金原価率	1.04			1.25		
総資金利ざや	0.20			0.25		

(注) 1. 貯金原価率 = 貯金利息 + 支払奨励金 + 経費 / 貯金平残 × 100

2. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	18年度増減額	19年度増減額
受 取 利 息	16	187
うち貸出金	37	49
うち有価証券	27	7
うち預け金	80	145
支 払 利 息	55	184
うち貯金等	55	184
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差 引	39	3

(注)増減額は、前年度対比です。

経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度
人 件 費	317	321
役員報酬	36	37
給料手当	199	197
賞与引当金戻入	17	17
賞与引当金繰入	17	17
福利厚生費	63	63
退職給付費用	19	20
役員退職慰労引当金繰入	-	4
旅 費 交 通 費	15	12
業 務 費	60	62
負 担 金	42	42
施 設 費	54	53
貯 金 保 険 料	4	4
雑 費	4	4
税 金	10	9
合 計	506	507

諸 指 標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収益	1,296	1,249	1,220	1,257	1,472
経常利益	294	270	247	243	255
当期剰余金	210	221	144	163	180
出資金	1,460	1,460	1,469	1,477	1,489
出資口数	14,596	14,596	14,689	14,771	14,887
純資産額	6,499	6,602	6,643	6,759	6,852
総資産額	116,529	110,115	109,934	109,300	102,929
貯金等残高	109,333	102,846	102,663	101,906	95,332
貸出金残高	57,260	53,281	51,270	44,486	42,421
有価証券残高	1,014	1,113	629	238	230
剰余金配当額	75	90	45	82	82
出資配当の額	15	15	15	22	22
事業利用分量配当の額	60	75	30	60	60
職員数	46人	47人	44人	45人	45人
単体自己資本比率	28.16%	30.18%	23.68%	21.70%	22.51%

(注) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

経営諸指標 (貯貸率等・利益率)

(単位：百万円)

項 目	18年度末	19年度末	
貯 貸 率	期末残高	43.7%	44.5%
	期中平均残高	50.0%	47.8%
貯 預 率	期末残高	58.6%	57.4%
	期中平均残高	52.1%	54.5%
貯 証 率	期末残高	0.2%	0.2%
	期中平均残高	0.4%	0.2%
一従業員当り	貯金残高	2,265	2,118
	貸出金残高	989	943
一店舗当り	貯金残高	20,381	23,833
	貸出金残高	8,897	10,605

項 目	18年度末	19年度末
総資産経常利益率	0.24%	0.25%
資本経常利益率	3.64%	3.73%
総資産当期利益率	0.16%	0.18%
資本当期利益率	2.44%	2.63%

(注1) 総資産経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 総資産平均残高(偶発債務見返除く) × 100

(注2) 資本経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 資本勘定平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成20年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、22.51%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しており、出資金額は、1,489百万円（前年度1,477百万円）となっています。

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資並びに内部留保による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R &)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S & P)
フィッシャー・レーティング・リミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること

同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること

自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること

貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを「**「その他有価証券」**、**「系統及び系統外出資」**に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「**「その他有価証券評価差額金」**として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(貸出金、有価証券、貯金等)が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度	項 目	18年度	19年度
出資金	1,477	1,489	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち非累積的永久優先出資	-	-			
期限付優先出資	-	-	告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
回轉出資金	-	-			
資本準備金	-	-	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	-	-
利益準備金	1,623	1,678			
任意積立金	3,412	3,429			
繰越剰余金	9	12			
その他有価証券の評価差損	-	-	控除項目不算入額	-	-
当期剰余金	225	233	控除項目計(D)	-	-
外部流失予定額	82	82	自己資本額(C-D)	6,792	6,879
営業権相当額	-	-	(E)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-	リスク・アセット(F)	31,296	30,556
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-	資産(オン・バランス)項目	29,868	29,137
基本的項目計(A)	6,664	6,759	オフ・バランス取引等項目	47	37
土地の再評価額から再評価の直前の仲長簿価額を控除した額の45%に相当する額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,381	1,382
一般貸倒引当金	128	120			
負債性資本調達手段等	-	-			
告示第5条第1項第3号に掲げるもの	-	-			
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-	-	自己資本比率	21.70%	22.51%
補完的項目不算入額	-	-	(E)/(F)		
補完的項目計(B)	128	120	(参考)	21.29%	22.11%
自己資本総額(C=A+B)	6,792	6,879	(A)/(F)		

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号「漁業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当連合会は、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当連合会は、証券化取引、派生商品取引及び長期決済期間取引について取り扱わない方針であり、当該取引に係る表示を省略しております。

自己資本の充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	18年度			19年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	432	-	-	448	-	-
我が国の政府関係機関向け	800	80	3	665	67	3
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	78,838	17,524	701	71,926	16,389	656
法人等向け	1,523	1,523	61	1,588	1,588	64
中小企業等・個人向け	136	102	4	111	83	3
抵当権付住宅ローン	73	26	1	142	50	2
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	36	34	1	24	19	1
漁業信用基金協会等保証	8,913	891	36	8,882	888	36
上記以外	10,352	9,735	389	10,618	10,090	404
合計	101,103	29,915	1,196	94,404	29,174	1,167

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減後エクスポージャー残高を記載しています。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

18年度			19年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除 して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己 資本額 c = b × 4%	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除 して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己 資本額 c = b × 4%
737	1,381	55	737	1,382	55

(注)オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位：百万円)

18年度		19年度	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
31,296	1,252	30,556	1,222

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度末			19年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人	卸売・小売業	-	-	8	8	-
	金融・保険業	85,293	25,381	201	78,717	23,666
	サービス業	9,334	9,334	-	6,266	6,266
	地方公共団体	31	31	-	48	48
	その他	4,721	4,721	-	7,795	7,795
個人	5,161	5,161		4,772	4,772	
固定資産等	4,951			5,525		
合 計	109,491	44,628	201	103,131	42,555	201

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。
4. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	18年度末			19年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	65,686	24,171	-	65,327	23,958	201
1年超3年以下	9,227	6,025	201	4,739	4,539	-
3年超5年以下	963	963	-	789	789	-
5年超7年以下	1,464	1,464	-	3,047	3,047	-
7年超	10,703	10,703	-	7,722	7,722	-
期限の定めなし	21,448	1,302	-	21,507	2,500	-
合 計	109,491	44,628	201	103,131	42,555	201

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		18年度末	19年度末
法人	農林水産業	-	-
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人	91	98	
合計	91	98	

(注)1. 全て国内取引です。

2. 「延滞エクスポージャーの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	18年度					19年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	139	128	-	139	128	128	120	-	128	120
個別貸倒引当金	43	34	-	43	34	34	56	-	34	56
法人	農林水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	43	34	-	43	34	34	56	-	34	56

(注)全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		18年度	19年度
法人	農 林 水 産 業	-	-
	製 造 業	-	-
	建 設 業	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-
	卸 売 ・ 小 売 業	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-
	不 動 産 業	-	-
	サ ー ビ ス 業	-	-
	地 方 公 共 団 体	-	-
	そ の 他	-	-
個 人	-	-	
合 計	-	-	

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分		18年度末			19年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	-	948	948	-	876	876
	10%	-	9,713	9,713	-	9,547	9,547
	20%	-	76,642	76,642	-	69,420	69,420
	35%	-	73	73	-	142	142
	50%	201	13	214	201	13	214
	75%	-	136	136	-	111	111
	100%	16	13,353	13,369	15	14,075	14,090
	150%	-	8	8	-	4	4
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
合 計		217	100,886	101,103	216	94,188	94,404

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	18年度末		19年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	-	133	-	77
抵当権付住宅ローン	-	-	-	5
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	25	-	39
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	-	1,042	-	944
合 計	-	1,200	-	1,065

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	18年度末		19年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	33	33	28	28
非 上 場	3,402		4,095	
合 計	3,435	33	4,123	28

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	18年度			19年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	-	-	-	-	-	4
非 上 場	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	4

**貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)**

(単位：百万円)

区 分	18年度末		19年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	16	2	13	-
非 上 場	5	-	2	-
合 計	21	2	15	-

**貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)**

(単位：百万円)

区 分	18年度末		19年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	-	-	-	-
非 上 場	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	18年度	19年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	510	326

リスク管理情報等

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	18年度末	19年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A) = + + +	4,224	3,972	252
破綻先債権額	164	163	1
延滞債権額	4,020	3,802	218
3ヶ月以上延滞債権額	-	7	7
貸出条件緩和債権額	40	0	40
保全額合計 (D) = (B) + (C)	4,170	3,907	263
担保・保証付債権額 (B)	4,136	3,851	285
貸倒引当金残高 (C)	34	56	22
保 全 率 (D) / (A)	98.72	98.36	0.36

(注1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

(注3)「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2、注3に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	18年度末	19年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,556	1,498	58
危 険 債 権	2,628	2,467	161
要 管 理 債 権	40	7	33
不良債権額合計 (A)	4,224	3,972	252
正 常 債 権	40,405	38,582	1,823
保全額合計 (D) = (B) + (C)	4,170	3,907	263
担保・保証付債権額 (B)	4,136	3,851	285
貸倒引当金残高 (C)	34	56	22
保 全 率 (D) / (A)	98.72	98.36	0.36

(注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	18年度					19年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	139	128	-	139	128	128	120	-	128	120
個別貸倒引当金	43	34	-	43	34	34	56	-	34	56
合 計	182	162	-	182	162	162	176	-	162	176

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	18年度	19年度
貸出金償却額	-	-

膳本

確 認 書

- 1 私は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 20 年 6 月 19 日

愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 中 田 正 義